

令和7年度第5回江別市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和8年1月27日（火）午後1時30～午後3時10分

場 所：江別市野幌公民館研修室3・4号

出席者：藤野委員、石塚委員、鈴木委員、村山委員、金子委員、齋藤委員、長井委員、松本委員、久保田委員、高橋委員、岡委員 計11名

事務局：金子子ども家庭部長、深見子ども家庭部次長、気境子育て支援課長、浅木子ども育成課長、北島子育て支援係長、小林子育て支援係主査、末金子子ども育成課係長、松谷子ども育成課主査

傍聴者：なし

1 開会

（気境課長）

ただいまから、令和7年度第5回江別市子ども・子育て会議を開会いたします。

2 会長及び副会長の互選

（気境課長）

次第2、会長及び副会長の互選に入ります。

江別市子ども・子育て会議条例第5条において、委員の互選により会長、副会長を選出する規定となっております。

事務局としては、前任期に引き続き、会長は、児童福祉に精通している札幌学院大学の藤野友紀委員に、副会長につきましても、江別私立幼稚園連合会の村山委員にお願いしたいと考えておりますが、皆様、いかがでしょうか。

【「異議なし」との声】

それでは、委員の皆様の互選により、藤野委員が当会議の会長に、村山委員が副会長に決定されました。

藤野委員、村山委員よろしく願います。

会長、副会長の職務につきましては、江別市子ども・子育て会議条例第5条、第6条で規定しております。その内容といたしましては、会長は、会議を代表していただくとともに、会議を招集し議長を務めていただきます。また、副会長は、会長を補佐していただくとともに、会長に事故があるときには、職務を代理していただきます。

会長、副会長にはお手数ですが、会長席、副会長席へ移動をお願いいたします。

（気境課長）

それでは、委員の皆様の互選により、藤野委員が当会議の会長に、村山委員が副会長に決定されました。

藤野委員、村山委員よろしく願います。

会長、副会長の職務につきましては、江別市子ども・子育て会議条例第5条、第6条で規定しております。その内容といたしましては、会長は、会議を代表し

ていただくとともに、会議を招集し議長を務めていただきます。また、副会長は、会長を補佐していただくとともに、会長に事故があるときには、職務を代理していただきます。

会長、副会長にはお手数ですが、会長席、副会長席へ移動をお願いいたします。

【会長、副会長席へ移動】

藤野会長と村山副会長につきましては、改めて一言ずつご挨拶をいただければと思いますので、まず、藤野会長からお願いいたします。

【藤野会長挨拶】

藤野と申します。

よろしくお願いいたします。

前の任期のときに、子どもが主役のまち宣言の策定があり、それに引き続いての、子どもの権利条例の策定ということで、山場を迎えると思うのですが、引き続き任用されている方、また新しく加わってくださった方のお力を借りて、いいものを作っていきたいと思ひますし、また通常の議事に関しても、本当にそれぞれの立場で、ご意見を積極的にいただければと思ひます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(気境課長)

会長、ありがとうございます。

それでは続きまして、村山副会長お願いします。

【村山副会長挨拶】

村山と申します。

今、幼稚園には12の園があり、全体として連合会というものを作っているのですけれども、その連合会の会長ということで、この会の副会長を、結果として仰せつかっているということになります。

江別市の子ども子育てというのは、いい形で日々成長して、またいい方向に向かっていて、それらは、子育てに関わる関係者が、前向きに取り組んでいらっしゃる賜物といつも感じており、感謝しているところであります。先日、教育委員会のほうで行った、小学校と、保育所、幼稚園との就学前連携というものに、私も参加しました。まだ、始まったばかりで手探りの状況ですが、良い取組みを構築していると思ひます。

私も、他の市町村を伺ったりしておりますが、江別は良い方向に進んでいるなということを実感させていただいているところであります。

今後とも、微力ですけれども頑張りますので、よろしくどうぞお願いいたします。

(気境課長)

村山副会長どうもありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、藤野会長にお願いいたします。

(藤野会長)

では議事に入る前に、まず、子ども家庭部長からご挨拶いただきたいと思ひます。

金子部長よろしくお願いいたします。

【金子部長 挨拶】

はい皆さんの任期の最初ということですので、一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。

皆さんそれぞれ、大変ご多忙な方々ばかりなのに、このように、就任していただいて誠にありがとうございます。

我々のわがままで、前委員の任期から引き続き、ほとんどの方が再任をしていただいて、重要な子どもの権利条例の策定に引き続き携わっていただけるということで、本当に有り難く思っております。よろしく願いいたします。

そして、新しく青年会議所の長井さんが加わっていただいて、ますます活発な会議になることを期待できるところでございます。2年間の任期になります。

この先1年間は、子どもの権利条例の策定があるので、濃密な1年間になっていくのかなと思います。特に部会の方々は、今日もこの会議の後に、部会があるなど忙しくなりますが、いいものを作るために、また引き続きよろしく願いたいと思います。

私からちょっと子ども・子育て会議の関連ということで一つ、ご報告がありまして、先日皆さん、報道等でご存じかと思えますけれども、大麻銀座商店街で、あのような、大きな火災がありまして、これも報道等でご存じの方がいるかもしれませんけれど、放課後児童クラブが被災された、火事の被害があった方の中に、放課後児童クラブがありました。

みんなのいえという、民間の放課後児童クラブで、大麻東小学校の児童80人近くが登録をしている、比較的規模の大きな放課後児童クラブになります。

ここが、ほぼほぼ全部燃えてしまって、翌日早速、クラブの代表の方と、大麻東小学校の校長先生教頭先生だと思えますけれども、協議をされて、すぐに小学校のほうで協力をしてくれるということで、ちょうど冬休み中でしたけれども図書室を使わせてもらえるということになって、冬休みが終わるまでの1週間、子どもたちは図書室に通うことができる、という対応をとっていただけました。

そのあとですね、今度は、地元の自治会、大麻第2住区自治連合会というのがあるのですけれども、この第2住区の持っている自治会館が、ちょうどクラブのすぐ並びにあり、今回火災を逃れたのですけれども、その自治会館を当面の間、使わせてもらえるということになりました。

それで、しばらくは、ほぼ児童クラブの子どもたちはその自治会館に通うこととなり、学校帰りに、自治会館まで戻ってきて、今までとほとんど場所は変わらないところに戻ってきて、帰ることができる状況となり、いろいろな方々の協力で、今まで通り、子どもを預かるということができることになっております。

この先については、新しい場所を代表の方たちが探していると思うのですけれども、それがどうなるかまだわかりませんし、こういう火事の被害に遭われたクラブが、何らかの国の支援を受けるっていう制度がないのですよね。ない中で、江別市としてもどういう支援ができるか、市長以下、今検討している最中でして、とにかく80人近い子どもたちが、行き先がないようなことにならないように、我々も、できる限りの支援を今後考えていきたいと思っております。

この件に関しては、特にこの会議の議題にはならないのですけれども、このあと、大きな変化がまたありましたら、私のほうから報告させていただければと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

3 議事

(1) 報告事項

議題1 第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

(藤野会長)

ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思います。

と、次第3の(1)報告事項、第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてを議題とします。

初めに、事務局から説明をお願いします。

(小林主査)

第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について報告いたします。資料1-1をご覧ください。

一枚目は計画の趣旨、位置づけ、第2期計画の基本目標を記載しています。

計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5か年で、計画期間中間年の令和4年度に量の見込みと提供体制の見直しを行っており、今回は計画最終年度令和6年度実績についての報告となります。

では、めぐりまして(1)幼児期の教育・保育の提供体制等の実績についてご説明いたします。

共働き家庭の増加の影響等により、保育認定の利用定員のうち、特に1-2歳の提供体制が不足している状況にあります。

今後は、保育ニーズの動向や未就学児の減少を見極めながら、認定こども園の定員枠の見直しや、幼稚園から認定こども園への移行を推進するなど、既存施設の活用を軸に保育枠の確保に努めます。

次のページは(2)地域子ども・子育て支援事業の提供体制等の実績です。①利用者支援事業は、ぽこ あぽこや市役所などに専任職員4名を配置しているほか、地域あそびのひろばや保健センターにおいて、子育てサービスや教育・保育施設の利用相談など様々な相談に対応しています。今後も子育て情報の提供や子育てに関する相談などを行います。

②地域子育て支援拠点事業は、公設・民設合わせて8か所の子育て支援センターでの親子の交流、遊びの場の提供、子育て相談や講習会などの事業を行っています。令和5年12月のぽこ あぽこのリニューアルなどもあり、令和6年度はコロナ禍の倍以上の利用がありました。

③妊婦健康診査④の乳児家庭全戸訪問事業は、妊婦や乳児の健康状態や生活状況を把握して適切な支援につなげるための事業となります。

まず、③妊婦健康診査は、1人につき受診券による助成が14回まで受けられますが、受診券交付後に転出するケース等もあることから、例年全数受診とはなりにくく、平均として11~12回程度の受診率となっています。令和6年度も11.4回の利用があり平均的な利用率となりました。今後も更なる受診率向上に向け、妊産婦・医療機関双方への周知を図ります。

また、④乳児家庭全戸訪問事業は、概ね訪問できており、今後も、妊娠期から産後の母子への切れ目のない子育て支援体制の充実を図ります。

次のページ、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て世帯訪問支援事業、⑦子育て短期

支援事業です。

まず、資料の説明文に訂正があります。5 ページ上の説明文、上から4行目ですが、「養育支援訪問事業、子育て短期支援事業はいずれもプランを下回りました。」とありますが、子育て短期支援事業については、令和6年度に、計画数値を上回っておりますので、この子育て短期支援事業の文字を削除してください。申し訳ありませんでした。

説明に戻ります。令和5年度までは、「養育支援訪問事業」は、保健師や助産師による養育に関する「専門的支援」と、ヘルパーが行う「育児家事支援」の両方の支援を行っていましたが、令和6年度からは育児家事支援については、「子育て世帯訪問支援事業」として、別に事業立てされたため、令和6年度については、別々の実績としております。

また、子育て短期支援事業は、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを短期的に養育・保護を行う事業ですが、令和6年度については、年間を通じて定期的に利用する保護者がいたことから、計画を上回る実績となっております。

次のページ、⑦ファミリー・サポート・センター事業は、援助を依頼したい会員と提供する会員のマッチングにより、子育てを地域で支える仕組みを推進する事業です。コロナ前の利用が週平均25人程度の利用があったことからプランでは、週平均30人程度を見込んでおりましたが、令和6年度も含め、期間を通じてプランを下回りました。本事業については、全国的にも依頼会員に対する提供会員の人数が足りていない状況にあり、他の自治体の動向なども踏まえながら、今後も支援を必要とする人がサービスを受けられるよう提供会員の確保に努めます。

⑧預かり保育・一時預かり事業、⑨延長保育事業についてです。預かり保育は、教育時間の終了後に在園児の預かりを行う事業、一時預かりは、保護者の就労や傷病等、その他私的な理由により、一時的に保育園等で乳幼児の保育を行う事業、延長保育は、通常の保育時間を超えて保育を必要とする在園児に対し時間を延長して保育を行う事業です。利用実績はご覧のとおりです。各事業とも引続きニーズの把握等に努め、必要な対応を検討してまいります。

次のページ、⑩病児・病後児保育事業は、市内2か所の保育施設に運営費の一部を補助することにより、子どもの病中・病後の保育を提供しています。令和5年度はコロナ終息後に子どもたちを中心とした様々な感染症の影響もあり、利用が増えておりましたが、令和6年度は概ねコロナ禍前の利用者数となっております。

⑪放課後児童クラブは、小学生の子を持つ保護者の就労支援とともに、放課後の児童の生活の場の確保及び健全育成を目的として、公設及び民設により実施しています。共働き家庭の増加などにより利用希望は年々増加しており、令和6年度においても、新たな放課後児童クラブを2か所開設しましたが、プランより不足の状態となりました。その後令和6年度中にも更に3か所整備を行いました。今後も待機児童ゼロを目指して、整備を進めてまいります。

以上が令和6年度及び期間を通しての教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の実績となります。

令和7年度からスタートした第3期計画では、ニーズ調査のほか、この第2期計画の結果も踏まえて策定しておりますが、今後も、プランとの整合性・関連部署や関係機関と連携を図りながら、施策事業を進めていきます。

説明は以上です。

(藤野会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がありましたが、委員の皆様から質問などございましたらお願いいたします。

鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

質問をさせていただきます。

資料の2ページの右の下のほうに1号認定及び2号認定…と記載されていますが、その中で特に1歳児2歳児の提供体制が不足している状況でありますと記載があるのですが、実際にどれぐらいの人数が不足しているのですか。その把握されているのでしょうか。具体的な数がわかれば、ご教示いただければと思います。

(末金係長)

令和6年度の1、2歳の提供体制の不足の状況でございますが、この表の令和6年度の右から二つ目の1歳2歳と書かれているところをご覧いただきたいんですけども、この表下から二段目の実績利用定員と書かれているところが、1、2歳の3号認定のために確保した実績の利用定員数になります。

それに対しまして、この表の上から三段目の実績【認定児童数】と書かれているところが実際に保育認定を申し込まれた方々の実数になります。

この表の中で申し上げますと、不足している人数としては、下から二段目の実績【利用定員】数の797人と実績認定児童数の941人の比較であります144人が、この表の中では不足を示している状況になっております。

(鈴木委員)

ありがとうございます。

関連して、最後の文脈に、既存施設の活用を軸に保育枠の確保に努めますと記載しているのですが、これはある程度、何か計画若しくはロードマップがあって、ある程度、このギャップ、不足分は見込めるというか、補えるような形で考えていらっしゃるのでしょうか。

(末金係長)

既存施設の活用を軸にというところのご質問についてでございますけれども、令和6年度の実績といたしまして、こういった不足の状況があるという事実がございます。

第3期の子ども・子育て支援事業計画は、既に策定しているものであります。その計画の中では、幼稚園から認定こども園に移行を予定している園や、認定こども園の定員を見直していただき、保育認定のほうに人数を多く振り分けていただけの園があることを勘案しており、今後も引き続き同様の働きかけをしていくことを考えています。

(鈴木委員)

ありがとうございます。

最後に1点お伺いいたします。4ページ、上段のほうの枠のところに、妊婦健康診査についての記載があり、その中で、1人につき受診券が14回まで受けられますが、平均としてはそれを下回る、とのご説明がございました。

分かれば教えていただきたいのですが、以前、江別市内には出産可能な病院が

減少しており、限られているとの新聞報道を拝見したことがあります。そのことも、繋がっているということはあるのでしょうか。

(気境課長)

こちらの健康診査ですけれど、確かに出産できる医療機関という部分との関連性というところまでは我々としては把握をしていませんが、妊婦健康診査は、1人につき14回の助成を受けられる受診券です。実際、平均的な受診率というのが、毎年度95%ぐらいで、残り5%ぐらいの人たちが受けていないということになります。その内数としては、妊娠の途中で市外に転出したり、妊娠が継続できなくなってしまうたり、などの理由があり、どうしても100%にはなりません。基本的には、配布されたという方は、受診されているという形で押さえております。

(鈴木委員)

江別市内に出産を受入れる病院が少ないからという理由ではないということですね。

(気境課長)

その関連性はわかりません。

(藤野会長)

他いかがでしょうか。
ごぎいませんか、よろしいですか。
【質疑なし】

(2) 協議事項

議題2 江別市子ども計画(案)に係る意見公募(パブリックコメント)結果について

(藤野会長)

では、次に、(2)協議事項、江別市子ども計画案に対する意見公募パブリックコメントの結果についてを議題といたします。

初めに事務局から説明を願います。

(気境課長)

資料2「江別市子ども計画(案)に係る意見公募(パブリックコメント)結果について」をご覧ください。

こちらは、江別市子ども計画案に対する意見公募(パブリックコメント)の結果をまとめた資料です。

まずは表紙をめくり、市民意見募集の結果概要をご覧くださいと思います。

意見募集の結果ですが、市民意見の募集期間は令和7年12月10日から令和8年1月12日までの間で行い、2名の方から2件のご意見を頂きました。

次に、意見の反映状況についてです。今回頂いたご意見は、全て「案に反映していないが、今後の参考等とするもの」として整理しております。

次のページからは、寄せられたご意見の内容と市の考え方をまとめたものになります。

まず、3ページのNo.1の意見は、第2子以降の保育料の無償化に関するご意見です。

ご意見のとおり、現行の保育制度では、3歳以上の子どもの保育料は完全無償化されています。

一方で、0歳～2歳については、所得の区分にもよりますが、第2子の保育料は半額となっています。

また、第2子の考え方についてもご意見のとおり、子どもが小学校に上がると、その子どもはカウントされなくなってしまいます。

これに対する市の考え方は、資料右側に記載のとおり、子育て世帯の経済的負担軽減は重要と考えており、第2子以降の保育料完全無償化についても検討した経緯はありますが、財政負担の観点から実現には至っていない状況としております。

続きまして、4ページをご覧ください。

No.2の意見は、子ども計画の策定において市民意見を取り入れるために実施したワークショップやアンケート調査の参加人数や回収率が少なかったことに対するご意見と、それに対する改善策のご提案です。

これに対する市の考え方は、資料右側に記載のとおり、子ども計画の策定は第3期子ども・子育て支援事業計画の改定という形で行っており、若者の視点を取り入れる観点から中学生以上を対象にワークショップやアンケート調査を実施しました。

そのため、次期の計画策定時には、より幅広い意見を取り入れたいと考えています。

また、今回、多くの方に回答いただけるよう紙媒体とウェブでの受付を行いました。回収率はご意見のとおり低調となっております。

市が行っている別のアンケート調査結果でも、若年層ほど回収率が低い傾向にあり、課題と認識していますので、今後、どのような方策があるか検討してまいります。

ワークショップについては、人数が少ないとのご意見はありましたが、議論は活発かつ有意義であったと認識しています。

両意見に共通することですが、子ども・子育て支援施策を着実に実施し、より良いまちにするためには市民の意見を取り入れることが重要と考えております。

様々な制約があり、全てを取り入れることは難しいかもしれませんが、引き続き、市民ニーズを把握しながら、子育て環境の充実に努めてまいります。

説明は以上です。

(藤野会長)

ありがとうございます。

事務局からの説明に対して、委員の皆様からご質問等ありますでしょうか。

【質疑なし】

議題3 特定乳児等通園支援事業者に係る認可・利用定員の設定及び確認について

(藤野会長)

はい。では次に協議事項「特定等通園支援事業に係る認可要件の設定及び確認について」を議題といたします。

(末金係長)

それでは、資料3「特定乳児等通園支援事業者に係る認可・利用定員の設定及

び確認について」ご説明いたします。

表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

はじめに、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度の概要等についてご説明いたします。

まず、「1 概要」についてですが、本制度の対象となる子どもは、保育所等に通っていない、0歳6か月から満3歳未満の子どもとなり、保護者の就労要件は問わないものとなっております。

次に対象者の認定についてですが、保護者からの申請に基づき、居住する市町村が行います。

利用時間については、子ども1人あたり月10時間が上限となり、利用料については、1時間当たり300円を標準に徴収することが可能となっております。

最後に実施方式についてですが、2つの実施方式がございます。一つ目が一般型となりまして、こちらは、保育所等が、乳児等通園支援事業の定員を別に設け、在園児と合同、または、専用室を設けて実施する方式となります。2つ目が余裕活用型となりまして、こちらは、保育所等の利用児童数が、利用定員に満たない場合に、定員の枠を活用して行う受入れ方式となります。

続きまして、「2 スケジュール」についてご説明いたします。

12月までに、令和8年4月からこども誰でも通園制度を実施していただける事業者を募集し、認可申請を受領したところであります。

事業者から申請のあった利用定員等について、今回開催の子ども・子育て会議において、ご意見を伺わせていただきます。

その後、1月末に、申請のあった事業者に対し、市が認可・確認の通知を行い、2月から、広報誌やHP等を活用して市民の皆様へ、こども誰でも通園制度の実施について周知をする予定としております。3月からは、利用希望者からの認定申請を受け付け、4月から事業開始とするスケジュールを想定しております。

資料2ページをご覧ください。

次に、子ども・子育て支援法に基づく認可・確認制度と利用定員について、ご説明いたします。

子ども・子育て支援法では、市町村の認可を受けた乳児等通園支援事業者からの申請に基づき、市町村が利用定員を定めた上で給付の対象事業者となることを確認し、乳児等支援給付費を支払うこととなっております。

参考といたしまして、乳児等通園支援事業も含めた、項目ごとの、認可制度と確認制度の関係、権限について、表で記載しておりますのでご参照ください。乳児等通園支援事業に該当する箇所は、表の中で、網掛けとしている箇所となります。

表の下の一つ目の●に記載しておりますが、市から「認可」及び「確認」を受けた事業者が、「乳児等支援給付」の対象となります。

また、特定乳児等通園支援事業者の認可や利用定員の設定に際しては、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、子ども・子育て会議の意見聴取が必要とされています。

次に、3ページをお開き願います。利用定員の設定予定等についてご説明いたします。

令和8年度から、乳児等通園支援事業について新たに認可をし、利用定員を設定した上で確認を行う予定の施設は2施設となります。

1施設目は愛保育園でございまして、余裕活用型での実施による認可申請があ

りました。認可・利用定員については、こちらに記載のとおり、0歳から2歳それぞれ2人ずつの計6人としております。

愛保育園については、余裕活用型での実施となりますので、保育所等の利用児童数が利用定員総数に満たない場合に、こども誰でも通園制度を利用できることとなります。

2施設目は、認定こども園元江別わかば幼稚園でございまして、こちらは一般型での実施による認可申請がありました。認可・利用定員については、こちらに記載のとおり、1歳と2歳それぞれで14人ずつの計28人としております。

なお、認定こども園元江別わかば幼稚園の定員につきましては、表の下の※印にも記載しているとおり、特定の曜日に毎週通う、定期利用の利用見込み人数12名を含んだ人数となっています。

また、一般型での0歳児の受入れ枠がない状況にはありますが、年齢区分については、利用定員の総数の範囲内で、弾力的に受入れを行うことが可能である旨、国から新たに示されたことも踏まえまして、0歳児の受入れの可能性も検討しているところであります。

参考といたしまして、第3期江別市子ども・子育て支援事業計画における、こども誰でも通園制度の、今後の提供体制見込みについて記載しておりますので、ご参照ください。

最後に、資料には記載しておりませんが、江別市内の教育・保育施設から、今後、新たにこども誰でも通園制度の認可申請が提出された場合で、他に協議事項がない場合については、早期のこども誰でも通園制度の実施と、委員の皆様の負担軽減双方の観点から、書面にてご意見を伺わせていただく可能性が今後ございますので、あらかじめご承知おきいただけますと幸いです。

以上です。

(藤野会長)

ありがとうございます。ただいま事務局からご説明ありましたが、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いいたします。

齋藤委員お願いします。

(齋藤委員)

この通園制度の対象になる家庭には、どのように申し込めすよというお知らせしますか。どういうふうに申込みとかなるのでしょうか。

(浅木課長)

認定申請については、国のほうで、こども誰でも通園制度のシステムを整備しておりますので、保護者の方々についてはオンライン上で、このシステムを活用して、使いたい旨の認定申請を、市に出していただきます。

保護者の方々への周知につきましては、2月にホームページ等で、3月から認定申請を受け付けます、という周知を図らせていただくとともに、広報えべつ3月号でも周知を予定しております。基本的には広報えべつとホームページを活用しながら、市民の皆様にも周知を図っていくことを想定しているところでございます。

(齋藤委員)

去年こども誰でも通園制度のお話があったときに質問させていただいたのですが、障がいがあるお子さんはこの中に対象になっていないということなのです。

けれど、そういう方から、例えば、全くわからないで、申込みがあった場合は、市としては、どのような対応をしますか。

(末金係長)

こども誰でも通園制度においても、障がいをお持ちのお子さんの受入れに当たっては、国も必要な受入れ体制を整備確保することとしております。

ただ利用される側としては利用が月10時間に限られることですか、実際に受入れをする施設側としても、その専門性を有する職員の配置等が課題になってくるのかなと考えております。

障がいをお持ちのお子さんの受入れについては、こども誰でも通園制度の実施前、施設のほうで必ず事前面談を行っていただく形になりますので、基本的にその施設が事前面談を踏まえた上で、受入れの可否をご判断いただくような形になるのかと考えておりますが、民間の施設での受入れが困難な場合については公立園の受入れも含めて、対応については引き続き検討してまいりたいと考えております。

(齋藤委員)

民間のところでは受けられない方については、どこに行くということになりますか。

(末金係長)

民間の施設で受けられない場合、困難な場合については市内公立保育園もありますので、公立での実施も含めて、対応について検討していきたいと考えております。

(齋藤委員)

例えば、子どもに自閉があったり、医療的ケアが必要な場合は申し込んでも、ここの面談にたどりつけない可能性が高いということですか。

(末金係長)

面談については、皆さん事前に必ず受けていただくことになりますので、認定申請をしていただいて、年齢が満3歳未満の方で、かつ保育所等に通っていないければ、こども誰でも通園制度の認定は市で出します。その認定を受けていただいた段階で、まず面談については、障がいの有無にかかわらず、皆さんに受けていただく形になります。そして、その面談の結果を踏まえて、施設のほうで対応のご判断を頂くと形になろうかと考えております。

(金子部長)

今担当のほうから説明ありましたが、この国の方針は、基本的に受入れ拒否をしないという方針です。これは間違いありません。

必要な受入れ体制を整備しなさいというふうに国は言っていますので、通常医療的ケアのお子さんだとか、それから障害の程度の重たいお子さんだとか、そういう方々が大体、障がい児の通所事業所に通われている方が多いので、たくさん来るということはないかなと予想はしておりますけれども、もし来た場合にはきちんとその誠実に対応しなきゃならない。ただ、今回この資料に記載してある二つの施設が、それに対応する体制が整えられるかっていうのは、恐らく結構難しい側面があると思いますので、その際には市も一緒になって検討して、もしかしたら市の公立保育園で、看護師の配置をしていて、医療的ケアに対応できる、体

制を整える可能性が高いので、そこでの受入れも含めて、どういう受入れができるか、その保護者さんとも相談しながら、対応を検討するということになります。

確定的にこういう体制が取れますって、なかなか言える問題ではないので、個別の状況に応じて検討するという形になるのかなと思っております。

以上です。

(藤野会長)

他いかがでしょうか。

高橋委員お願いします。

(高橋委員)

1か月当たり10時間の上限ってあるじゃないですか。1か月に例えば2回、5時間、5時間って利用したらもう、それって上限に達するということですよ。私の感覚で言わせてもらえば、これって一時的に利用というような形のもの、そんなに変わらないのかなというふうに思っているのです。

例えば、保育園に入園したい子たちって、どこの保育園に振り分けられるかわからないではないですか。このこども誰でも通園制度というのも、例えば1歳児の子が行きたいとなったら、愛保育園、元江別わかば幼稚園に、市のほうが振り分けるって形になるのですよね。そして、そこで登録した子どもが月10時間を上限に利用が可能だっという認識でよかったですか。

(末金係長)

このこども誰でも通園制度を利用できるお子さんの対象については、保育所や認定こども園に通われていない、0歳6か月から満3歳未満の今のお子さんを対象としておりますので、どこかの保育所に通われているお子さんが、重複するような形で、今回で言えば愛保育園さんか、元江別わかば幼稚園さんを選択して、また更にこども誰でも通園制度を利用するということはありません。

なので、実際に保育所などをどこも利用されていないお子さんが利用される制度ということでは、一時預かり事業と似たような制度なのではないかということでご質問いただいたと思うのですけれども、

一時預かり事業は、保護者の立場からの必要性に着目した制度で、保護者の方が、就労や傷病などで、緊急的に何かお子さんを見られない事情が生じて、そういったときにお預けいただくサービスとして実施されております。

一方で、こども誰でも通園制度につきましては、お子さんの成長に着目した制度で、お子さんが家庭にいただけではなかなか得られないような経験を、同世代のお子さんと接することによって、いろいろな経験を通じて、お子さんが成長していくよう、お子様の育ちを応援することが主な目的となっております。

両者、預けるといふところの共通部分があるかと思うのですけれども、その目的が保護者の方に主眼を置くか、お子さんの成長に主眼を置くかといったところで、分けられているというふうに承知しております。

(浅木課長)

今申し上げたところは、建前的なところではございますが、正直に言いますと、委員仰った通り、一時預かりとどこまで何が違うのかということになりますと、預かりという意味ではそう大きな差はないと我々も思っております。

育児の上での相談や悩みがあった際に、受け入れいただいた園で、そちらも対

応していただけるという意味では、プラスアルファの部分もあるのかなと思いますけれども、実際に預けたい、預かってほしいという部分では、一時預かりと、そう大きな差というのはないのではないかと認識しております。

(高橋委員)

はい。ありがとうございます。

例えばですが、働いているお母さんで、育児休業中に預けることはできるのでしょうか。

(末金係長)

育休取得されている方の利用については、お子様が保育所に通っていないことが条件になっていますので、そちらのほうは可能となっております。

(高橋委員)

ありがとうございます。

(藤野会長)

はい。では金子委員お願いします。

(金子委員)

この制度を利用したいと言ったときに、申請から始まる、そして面談があって実際に利用という形なので、どれぐらいの期間がかかるものなのですかね。

今のお話の中でも、高橋さんが言ったように、急なところというのものもあるのかなとは思いましたが、申請して、面談をして、なんてやっていたら全然間に合わないのかなと思います。で、もうちょっと言うと毎回面談がいるのですかね。申請からやって月10時間のものをやるのに毎回面談してとかというと、ものすごく大変なのかなと思ったのですけれども、これってというのはどういう仕組みになっているのかなというのを教えていただければと思います。

(末金係長)

まず1点目の申請から実際の利用にかかるまでの期間についてですけれども、実際に申請をしていただいて、市が認定を出すというのがまず1つありますので、その期間につきましては、市のほうで、なるべく保護者様が迅速に使用したい状況で使えるように、事務処理については進めていきたいと思っております。

次に、認定を受けたあと、面談をしていただかなくてはいけないのですけれども、この面談までの時間につきましては、施設側が、面談可能な日程を申請者に開示して、申請者がその中で可能な日時に予約していただくような形になりまして、そこで面談をした後に、実際に利用していただくこととなります。

それで、面談をしていただいて、施設のほうで受け入れ可となった後は、施設のほうでも当日の職員配置の問題等がありますので、その施設のほうで、実際の予約は利用の何日前にしてください、など対応することとなります。そのため、面談をしてから、実際に利用できるまでのスパンがどれぐらいになるのというのは、施設が対応に必要とする時間が大きいこととなります。

面談が毎回必要かというご質問につきましては、施設を利用する前に1度初回面談をしていただく形になりますので、例えば元江別わかば幼稚園さんの利用を希望された場合に、初回に面談を受けていただければ、2回目、3回目以降、利用する前にその初回面談は毎回していただく必要はありません。

(金子委員)

ありがとうございます。追加で質問なのですけれども、そうすると、前もって全部の保育園なり、こども園に面談をやっておけばいいって話になりますよね。それって、多分園側が大変なのではないですかね。それって、どういうふうにお考えですか。

(浅木課長)

利用希望をされる場合に、事前面談なしでは使えませんので、一定程度、その部分は園のほうで受けていただくことにはなろうかなと思っております。

たしかに、今、どれぐらい利用者がいるのかというのが読めず、どれぐらいの負担になるのかっていうのは我々もわからないところではありますが、利用が集中しないように、1日に受けられる予約の件数などはシステムでコントロールできるようになっておりますので、そういったところは、園のほうでうまく調整していただくことになろうかなと思います。

その作業も園には負担にはなるのかなと思いますが、そういうお願いになるかなと思っております。

(金子委員)

ありがとうございます。

ということはそのシステムがどんなものかわからないですけれども、多分、何日後以降ではないと使えないよってというような未来のところを予約するような形のシステムになっているってことなのですかね。

(浅木課長)

そうですね。面談をシステム上で予約を取っていただくことができますし、実際の利用についても、システム上で、予約を取っていただく予定でございます。

(藤野会長)

他いかがでしょうか。

細かなところで、2点あるのですけれども、そろそろと定員少なめのところでスタートってことなのですけれども、周知が図られていって、利用者の申請が予想よりも多くなった場合に、2園しかない。しかも定員は2名。

ほぼ2名っていうところで、システムを使ったにしても、何人も殺到してしまって、使いたい、行きたいけれどももういっぱい。この日に行きたいけれど、いっぱいみたいな形で、少し揉めたりとか調整がコントロールできなくなったりっていう事態が起こる可能性もゼロではないかなって思うのですよね。

そういう事態がもし起こりそうな、あるいは起こったときに、それを捌いていくのは、園の仕事になるのか、それとも、市のほうがするのかっていうそのあたりの体制っていうのはどのように想定されていますか、

(浅木課長)

基本的に申請につきましては、まず市で受けて、その後に面談を受けていただくということになりますので、実際の申請があった件数等でどれぐらいの数の面談が想定されるかっていうのは、ある程度予測はつくのかなと思っております。なので、その辺りは園側とも情報を交換しながらということになろうかなと思います。

面談ももちろんですが、利用となった際に、正直どれぐらいの利用が見込まれるかというのはわからないところなのですけれども、先ほどもお話しがあったと

おり、一時預かりでの私的な利用というのも市では認めておりますので、その制度を今までも多くの方には使っていただけているのかなという認識ではおりません。

更にプラスアルファで、こども誰でも通園制度が使えるようになるというところなのですけれども、こども誰でも通園制度、まだまだ枠が少ない状況で空きがない際には、やはり一時預かりのほうも併用していただくということになろうかなと思っておりますので、先ほどもお伝えした広報でPRする際などでも、なかなか予約が取れない際には、一時預かりのサービスもごございますので、ご利用検討してくださいといったようなアナウンスはしていきたいと考えております。

(金子部長)

それとですね、会長が言われたように、市の考え方というか、市政の話なのですけれども、このこども誰でも通園制度は今回、令和8年度から全国一律にすべての市町村で実施なさっていくというふうに国が決めているのです。

やはり自治体によっては、強引に市町村の中の保育園や幼稚園に、とにかくやっってくださいというお願いをして、市と施設側の関係がぎくしゃくしている自治体もあるというふうに聞いています。

江別は特に保育士が不足している。子どもの数がそんなに減少していなくて、保育士が不足している側の自治体ですから。これを施設側に何とかやってほしい、人数が増えてきたからもっと施設を増やしてほしいというふうに、強引に持っていくと、ますます現場が大変になってくるので、我々としてはそれはやりたくない。正直、国に少し愚痴を言いたいぐらいの、どうして全国一律に始めなきゃならないのだからって言いたいぐらいの、江別市はそういう状況だと思っています。それは、他のうちと同じような環境にある全国の自治体でも、同じ気持ちでいるのじゃないかなと思っています。定員割れしている施設がほとんどない中で、今のところ、これを強引にやるという考え方は我々にはありません。

なので、今、快くやりますよって言っていただいた2施設で、しばらくは頑張っ様子を見てもらって、そして、無理に拡大をせずに、今、課長から申し上げましたけれど、目的が違えど同じようなことをやっている一時預かりの制度なんかを使いながら、保護者のニーズにはできるだけ対応していきたいと今のところ考えております。

とにかく最初の年度なので、どれだけ来るかもわからないですし、実際、現場はいっぱいいっぱいなのか、それともまだまだいけるのか、それも手探り状態ですので、初年度やってみて、次の年度をどういうふうにするか、それは、今年1年間かけながら考えていかなきゃならないと思っています。

以上です。

(藤野会長)

ありがとうございます。説明よくわかりました。

現場が疲弊するっていうことは本当に避けていただきたいなということと、そうやって疲弊している中で無理してまわしている中での保育事故につながらないようにっていうのが一番かなと思いました。

他、よろしいでしょうか。

石塚委員お願いします。

(石塚委員)

先ほども説明があったのですが、認可申請については今年度は2園ですすめて、

来年度以降改めて見直すということでお話があったかと思うのですが、認可申請はこれで1回区切りをつけて、随時、園のほうで申請をするような形にはなっていないという理解でよろしいでしょうか。

(浅木課長)

先ほどの説明の最後のほうにちらっとお伝えしたのですが、今後も、希望される園がありましたら、申請はできる限り随時受けたいと思っております。

そのためにも実際の2園の取組みの状況などを各園にお知らせしていきたいと考えており、仮に、是非やってみたいとか、年度途中の早い段階でもいいよという施設がありましたら、なるべく早く対応していけるように、申請を受け付けつつ、こちらの会議にも図らなければいけないというルールもございますので、いいタイミングで会議がありましたら、その会議の場で確認をしていただくということになるかと思えますし、なかなか会議が開催されないような状況でしたら、持ち回りなどの形で会の皆さんにも確認をしていただいて、年度途中でも随時拡大できるようにと、現状では考えているところでございます。

(石塚委員)

ありがとうございます。

多分、先ほどの話を考えると、利用料が、もう少し保育園、こども園のほうに、入ってきて、それを保育士さんの研修に使うようにするとか、村山先生よくおっしゃっていますが、保育士をどういうふうに集めるかっていうことを、江別市として計画的に考えていけると、こういう問題についても対応しやすくなるのかなと思うので、是非ご検討いただければと思います。

以上です。

(藤野会長)

他、ございませんか。

はい、金子委員お願いします。

(金子委員)

質問とか意見とかっていうことではなくて、今のお話を聞いて提案、簡単な案件ですけれども、園が申請をすると、都度、子ども・子育て会議にかけないといけないということですので、前回のように書面の開催という形でもいいのかなと思います。それだったら、スピード感を持ってできるかと思うので、ぜひ参考にしてもらえればと思います。

(藤野会長)

では、久保田委員お願いします

(久保田委員)

教えてほしいのですが、今日お話に出ていた一時預かり事業は、どんな感じなのでしょう。受け入れできる人数が足りているとか足りていないとか。実績を見るとオーバーしているようなのですけれど。

(浅木課長)

一時預かりについては、実績の説明のところで資料をお示したように、確かにプラン上の数字よりも令和6年度は少し上回っているように見えるのですけれども、左側の令和2年度をご覧いただくと、プランの上の数字は8700とい

う数字になっております。

職員の配置の関係や開設日数を考えますと、恐らく今の実績の倍ぐらいは、実際の受入れのキャパシティとしては持っております。当然、曜日が重なってしまったり、時間が重なってしまったりということで、必ずしも受けられない場合もございますけれども、全体のキャパシティとしてはこの倍、1万ぐらいの人数は受けられるぐらいの体制は、実は整っている状況でございます。

(久保田委員)

ありがとうございます

(藤野会長)

はい、他ございませんか。

よろしいですか。

はい。ではおおむね質問も出尽くしたようですので、本件はこれで終わりにいたします。

議題4 保育提供体制確保のための実施計画について

次に、協議事項、保育提供体制の確保のための実施計画についてを議題といたします。

初めに事務局から説明願います。

(末金係長)

それでは、資料4「保育提供体制確保のための実施計画について」ご説明いたします。

表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

はじめに、「1 概要」についてご説明いたします。

国は、地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、「保育提供体制の確保のための実施計画」、すなわち、今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画を国へ提出し、採択を受けた自治体に対して、必要な財政支援を行うこととしています。

当市におきましても、下記の、「2 財政支援について」に記載の内容について、引き続き国の財政支援を受ける予定としておりますが、令和8年度からは、実施計画の提出に当たり、その内容について、子ども・子育て会議の意見聴取を行う必要があるとされたことから、今回の会議において、意見聴取をお願いさせていただくものであります。

続きまして、「2 財政支援について」をご説明いたします。こちらに記載の財政支援については、令和8年度に支援を受けることを予定しているものですが、令和7年度以前においても、同様の国の支援を受けている内容となります。

まず、(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業についてですが、こちらは、保育士等の人材確保や就業の継続等を図るため、保育所等を運営する事業者に対して、保育士等が住むアパートを借りるための費用の一部を助成するものであり、江別市では、令和2年度から実施しております。

補助基準額は、保育士等1人当たり月額45,000円となっており、このうち、1/2について、国から補助金が交付され、財政支援を受けている内容になります。

次に、(2) 利用者支援事業(特定型)についてですが、こちらは、市町村の

窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や、各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行う職員に係る人件費について、国から補助を受けるものになります。

補助基準額は3,346,000円であり、このうち2/3が国から、1/6が北海道から、補助金が交付され、財政支援を受けている内容になります。

続きまして、「3 「保育提供体制確保のための実施計画」(案)」ですが、国に提出を予定しております実施計画についてご説明いたします。

2ページをお開きいただき、数字を記入している表をご覧ください。

表の上から順に、「①就学前児童数」、「②申込者数」「申込率」「利用定員数(整備量)」につきましては、令和7年4月1日現在の数値は実績値を、令和8年4月1日から令和11年4月1日までの数値は、「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画」において推計した数値をそれぞれ計上しております。

表の一番下の「待機児童数」をご覧ください。

令和7年4月1日時点の実績値ですが、国定義の待機児童として、3歳児で5人の待機児童が発生した状況になっております。

令和8年4月1日時点の見込みの国定義待機児童数ですが、令和8年度入所における1次申請の申請状況や、令和7年度入所申請における待機児童の発生状況等を加味して算出いたしますと、3歳児で4名程度の待機児童の発生を見込んでおります。

なお、令和8年4月1日時点の待機児童数については、1次申請終了時点の見込み値でありまして、今後、数値に変動が生じる可能性がございますことを申し添えます。

続きまして、3ページをお開きいただきまして、下段の表をご覧ください。こちらには、「期間中における定員増減の予定」を記載しております。

こちらに記載の予定は、第3期江別市子ども・子育て支援事業計画策定時の内容となっております。令和9年度の間見直しに併せ、今後見直しを予定しております。

続きまして、4ページ目以降の、右上に「別紙2」と記載のあります資料についてですが、こちらについては、実施計画の添付書類として国が作成を求めている様式となりますので、後ほどご参照ください。

以上です。

(藤野会長)

ありがとうございます。

事務局から説明ありましたが、委員の皆様からご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

教えていただきたいのですが、2ページ目の提供体制の令和9年度から令和11年度の0歳児の人数というのは出生数をさしていると思うのですが、この数字は何を元にした数字なのでしょう。どこのデータを基に出てきているかを教えてもらえばと思います。

(浅木課長)

こちらの数字でございますが、基本的には先ほどもご説明差し上げた通り、第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の数字をそのまま掲載している状況とな

っております。

先ほどお話あった令和9年度ですとか、令和11年度の人口につきましては、この計画を策定した際に、その時点でわかっていた人口の状況から推計をした数字となっております。

(鈴木委員)

ありがとうございます

(藤野会長)

はい、他いかがでしょうか。

石塚委員お願いします。

(石塚委員)

教えていただきたいのですが、この保育提供体制の確保のための実施計画というのは、国がある程度いくつか、こういうものに対応する補助金を制定していて、それに申し込むという形でしょうか。

それとも、江別市のほうで、こういうものをある程度補助金を出したいという申請をして、それに対して国が承諾するという形なのでしょうか。

教えてください。

(末金係長)

こちらの計画については、この子ども子育て会議で採択を受けたら、国が用意しているメニューの中から財政支援を受けられますよというふうに、国が提示しているものに各市町村が手挙げをすることになっております。

令和8年度については、前年度に引き続き財政支援を受ける内容ということで、資料1ページに記載の2項目について、手挙げをしようと考えています。

過去には、国の別のメニューを活用したこともあり、例えば、市内の民間の認定こども園が施設整備を行うにあたって市が補助金を出すときに、国からも補助金を受けられるものがあるのですけれども、その国からの補助金の補助率のかき上げ措置を受けることができるメニューを活用したことなどもあります。

引き続き財政支援については、国が提示する情報等を注視しながら、活用できるものについては、積極的に活用していきたいと考えております。

(石塚委員)

ありがとうございます。

保育士の勉強をしていた大学生とかと話をしたときによく話題に出るのか、大学に通うために奨学金をかなり借りていて、その返済の負担がすごく大きいので、一般の企業の中には、就職すると奨学金が少し返済免除になる、代わりに奨学金を払ってもらえるところもある、といった話を聞くとすごく魅力的に感じる、ということでした。

保育士を目指す本人にとっては奨学金返済などに対しての財政的な支援があるかどうかということも大きくて、このことは、市の保育士の確保にもすごく大きい影響があるかと思えます。

国のパッケージでは多分難しいと思うのですが、江別市として何かそういうことも検討欲しい、可能であればしていただけたらいいのかなと思えました。

(浅木課長)

奨学金の返還支援につきましては、市でも単独で実施しておりますので、もっ

と活用していただけるようにPRしていきたいと思います。

(藤野会長)

他いかがですか。

久保田委員お願いします。

(久保田委員)

計画のところから離れてしまうかもしれないですけど、きっと保育士さんってこれから増えるかという、なかなか難しい。その中でも計画を作り、頑張っていかなければいけないのはわかるのですけれども。

私も保育園に子どもを預けていて思うのが、例えば介護業界では介護ロボットなどをうまく使いながら負担軽減をしているのが、実際に見えるのでわかるのですけれども、保育園でも、何かそういう機械やシステムを使って、保育士の負担軽減だったりとか、人をもう少し少なくできるとか、そういった取組みはどうなっているのか少し気になります。

(浅木課長)

なかなか、子どもたちと接するところを別な方法で代替というのは、正直難しいと思っております。

ですので、子どもたちと直接接するところではない部分にシステムを導入して省力化を計る取組みを進めています。例えば最近ですと、登園降園の際に、QRコードやカードをピッてやることで、園児の管理をシステムでできるようにするようになってきたですとか、あとは欠席の報告なども、昔だと全部電話での連絡で、その連絡を都度、先生が受けるというパターンでしたが、これも、システム上でできるようになりました。

あと、保育園の様子を先生方がコメントを書く手帳みたいなものも昔はあったかと思いますが、そういったものも電子に置き換えられましたし、電子に置き換えられたことで、写真を皆さんに配信して、園ではこんな様子でしたよ、というのをわかっていただくとか、そういった工夫も各園でもやっているところです。

こちらも国の補助メニューにありますので、市では、そういったものをしっかりお伝えして、各園に活用していただいているところでございます。

あとは、保育士もなかなか確保できないということで、保育士をサポートする子育て支援員を配置できるよう、市でも研修をおこなっており、そういった方々を各園に配置できるような対処もあろうかと考えております。

(藤野会長)

村山副会長お願いします。

(村山副会長)

私は幼稚園の理事長をしていますが、今年、保育士を確保するために、保育士ワーカーとかね、いくつか事業所の紹介所を通して、2人採用することにしたのですが、1人の方を採用するのに、手数料として150万払うのです。2人雇えば300万を払うことになります。

そういう形で、保育士を確保することを現場ではしています。余計なお金と言ってしまうとおかしいけれども、そういう形でお金をかけています。300万というともう1人雇えるんですよ。

ちょっと表現がおかしいけれども、そういう状況に現場はあるということを見ると、ここの計画にある保育士採用の方針には、現場と違いがあるのじゃない

かなと思います。

連合会としては市のほうに、そのための対策を要望してきましたけれども、結局、今回も、奨学金の補償と借上げの保証のみであって、それ以上のものは、子育て支援のほうから、もっと言い方変えれば、市長のほうから答えがなかったと、いうことになるのだけれども、その点は今後どうなのでしょうかとということをお聞きしておきたいなと思いました。

(金子部長)

村山理事長が、役員をやっているらっしゃる江別私立幼稚園連合会のほうからも、保育士確保の要望を頂いておりますし、他の保育園からも、保育士が足りないという話は、もう本当に聞いております。

我々子ども家庭部としても、保育士確保対策をアパートの家賃と奨学金だけでは不足していると思っておりますので、今年の新年度の予算編成の中でも、いろいろな要求を財政のほうには上げていて、それを今、市長以下査定をしている最中です。子どもにかかる経費だけではなくて、市全体のことでありますので、その中で、必ずしも子どもが優先されて予算付けがされるとは限りませんが、市長が、子どもが主役のまちと言って、子どもは、未来戦略が大事だと言っておりますので、今年なのか来年なるかわかりませんが、必ず、保育士確保、予算づけをさらに、拡大されると、僕らは信じて答えを待っている最中です。

以上です。

(村山副会長)

もう一つ。今年、高校に電話して伺っているのですけれども、江別の高校生が保育士になりたいということで、大学とか専門学校に希望するというのは一握りです。何10名もいないのです。1桁かもしれません、全部合わせて。

そうしたら、札幌の方を江別に呼べばいいのではないかというふうになるのだけれど、それも私、学校のほうに聞いたところ、札幌の例えば中央区出身の学生さんは、東区に行かないそうです。中央区に勤める。東区の人には東区に勤める、そういう傾向があるようです。ですから札幌の方が江別に来るとのことほぼゼロ。

それから市町村から来る方々は、ほぼ市町村に戻るそうです。それは、補助金を頂いて、うちに帰ってこいという形で派遣されて来ますから、それはほぼね。

あと、あまり行かないかもしれないけれども、大学の先生もいらっしやいますけれどもね、大学の求人コーナーのところに、八王子とか横浜とか、そういう所からの求人がもう、色とりどりのポスターを貼って、向こうに来るように売り込む、そういう時代です。

だから江別が足りないのではなく、全国的に足りないのですよね。それをどう江別に来ていただくかという、そういう何か、江別の財政のはどうするかというような判断ではなくて、全国の保育士の取り合いを、取り合いという表現は、ちょっと人の問題ですからおかしいですけれども、それをどう江別市が関わるか、魅力ある形の中で江別市に関心を持っていただくかというところに、今やもう、考えを据えていかなければいけないのではないかというふうに私は思うのです。

今、私はさしあたって、市内の高校生に幼稚園のほうへボランティアに来るように言っているのです。それは保育士になるためのボランティアというよりも、やはり子ども達と関わるっていいことだなとか、その中で、保育士も自分の選択肢になるのかなとかね、そういう動機づけをね、市内の高校生に私は広げたいということで。この2月9日には、まずは、とわの森の生徒が70～80

人、市内の幼稚園に行くことになっているのですけれども。それを、いろいろな高校に広げながら、私は地道に作っていきたくて。私の仕事としてはやっていきたくて思っているのですけれども。江別市も含めて、何とか、全国の競争に少しでも、勝つか負けるかじゃないけれども、魅力ある江別を発信していただければ、そう思っております。

長くなりましてごめんなさい。

(藤野会長)

他はよろしいですか。

松本委員お願いします。

(松本委員)

はい。

保育士確保の江別市の事業としては、実は受託支援の事業なんか園としてすごくありがたくて、やはりそれで、確保できたっていうのもあるので、それは本当やっていただいて助かっているかなと思います。

そういう意味では江別市は、割と保育に関する事業としては、頑張っておられるのかなと思うのですが、もし、市長さんに申請する際にお願いできればと思うのですが、今、当園でも困っているのが、育児休業で抜ける職員が出てくるのですよ。だいたい1年半くらい。その職員が戻ってくると1年半くらいで戻ってくる。その間の1年半は、やっぱりつなぎの方をお願いしなきゃならないのですけれども、道のほうで育児休業代替職員の制度があるのですけれども非常に使いづらいのです。抜けたときにぴったり新しい人が入って、というような形でないと補助金が申請できないという仕組みなので。これを江別市単独でやるって、かなり難しいと思うのですけれども、そこをもしやっていただくと嬉しいのです。

で、代替ができると、例えばその育休とった職員がまた戻ってくることができるので、新たな保育士を雇わなくても、ということができるので、そうすると質も上がって行って、保育士も確保できる。

できれば、そういう育休の代替職員の制度があると、非常に現場としては助かるかなと思いますので、お願いしたいかなと思います。

(浅木課長)

すみません。勉強不足で、道でそういった制度がそもそもあるのだということ承知しておりませんでした。まず、そこをきちんと勉強して、せっかくある制度ですので、状況によっては北海道に対して、我々からきちんと要望して、使いやすい制度にしてもらえないかっていう働きかけを、まず第一にはすべきかなと思いました。もし、それが難しいということであれば、我々のほうでも何かできることがないか検討したいかなと思います。

(藤野会長)

では久保田委員お願いします。

(久保田委員)

皆さん大変な思いされていらっしゃるんだってのはわかったんですけど。

やっぱりこう、頭で考えても、市役所のほうでも考えてもなかなか難しい現状で、これ以上何かっていう方策、得策があるかということ、なかなか難しい状況の中で、あと何ができるかっていうと、やっぱり地域でこの問題をどうしていくかっていうことを話し合っていくことかなと。

やっぱり市役所がどうこうじゃなくて、あとは地域で何ができるかっていうのを考えていくべきだと思うので、その機会というか、地域と一緒に考えていける機会があるといいかなというふうに思います。

(藤野会長)

はい、他はよろしいですか。

【質疑なし】

概ね質問も出尽くしたようですので、これにて本件を終わりにいたします。

4 その他

(藤野会長)

次に議題4「その他」に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

【なし】

なければ、事務局から何かございますか。

(気境課長)

それでは事務局から、次回の子ども・子育て会議開催の連絡なんですが、本日、この子ども・子育て会議終が終わったあとに、子どもの権利条例の検討部会を開催いたします。

検討部会については、年度当初にスケジュール案でお示ししました通り、今年度、これから3月までにつきましても、1月から3月までは部会を開催する予定ですが、こちらの本体会議のにつきましても、今年度の開催については、本日が最後の開催ということで、次回、令和8年度は4月に、子ども・子育て会議の開催を予定しております。

案件としましては、これから条例の検討部会で、素案を協議していきますので、3月まで、協議した内容を、本会会議であるこちらの会議にお諮りして、6月のパブリックコメントに向けた準備を進めるということで、次回、4月開催を予定しております。

詳細な日程についてはまだ固まっておりませんので、これから調整して、確定しましたら改めて、皆様方に連絡を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

5 閉会

(藤野会長)

はい。皆さんよろしいでしょうか。

それでは本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度第5回江別市子ども・子育て会議を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。